

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職

筑後川下流総合管理所長 北村 達也

(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- 1 業 務 名 筑後大堰特別見学会イベント保険加入業務 (オープンカウンター方式)
- 2 履 行 場 所 福岡県久留米市安武町武島 1 0 6 3 - 2  
独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所 筑後大堰
- 3 期 間 契約締結の日から令和8年11月20日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ないますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 特になし。
- 3 見 積 書 等
  - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略ができます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
  - 2) 提出方法 電子メールによる。
  - 3) 見 積 書 提出期限 **令和8年10月23日 11時 まで**
  - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課  
経理課 電子メール nyukei\_chikugokaryu@water.go.jp
  - 5) 質 問 書 提出期限 **令和8年10月16日 11時 まで**  
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
  - 6) 見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、**令和8年10月26日 11時 まで**とします。
  - 7) そ の 他 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
  - 1) 請負代金の支払いについては、イベント催行日前の支払いを原則とします。
  - 2) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

仕様書  
筑後大堰特別見学会イベント保険加入業務

第1節 適用

本仕様書は、「筑後大堰特別見学会イベント保険加入業務」に適用する。

第2節 保険契約者及び被保険者

- (1) 保険契約者 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所(以下「機構」という。)
- (2) 被保険者 機構が開催する筑後大堰特別見学会の参加者

第3節 契約期間

契約締結日から令和8年11月20日まで

ただし、イベント傷害保険適用期間は令和8年11月15日とする。

第4節 保険の種類

機構が開催するイベントに参加する者の怪我、死亡に対応する保険（普通傷害保険・レクリエーション特約付帯）

第5節 イベント概要及び日時・参加者数

- (1) 日 時 令和8年11月15日
- (2) 開催場所 福岡県久留米市安武町武島1063-2  
独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所 筑後大堰
- (3) イベント名 筑後大堰特別見学会（仮称）
- (4) イベント内容 筑後大堰施設の見学
- (5) 参加者数 40名（予定）

第6節 保険金額

下記に記載の補償内容を最低限とする。

1名あたり死亡・後遺障害 700万円

入院保険金日額 3,000円

通院保険金日額 2,000円

第7節 その他の事項

- (1) 契約方式は、個別契約方式を原則とする。
- (2) 契約締結等の事務については、保険会社本店又は保険代理店を介して行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、又は契約後疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

以 上

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和8年10月9日に交付された筑後大堰特別見学会イベント保険加入業務

の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

電子メール：

◆くじ用数値

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

## く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
  - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0     | 123   |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     |

$123+4=127$   
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$   
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、  
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0     | 123   |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     |
| ◎◎工業  | ¥500,000- | 2     | 1     |

$123+4+1=128$   
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$   
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、  
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。